

函館市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年(2019年)10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要となります。

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指定の更新制度が導入されるため、指定の更新期間が従来の無期限から5年間へ変更となります。

※現行制度で指定を受けている指定事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

函館市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	改正法施行日の前日から令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	改正法施行日の前日から令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	改正法施行日の前日から令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	改正法施行日の前日から令和6年9月29日までの5年間

対象となる指定給水装置工事事業者さまには、**事前に郵送にて通知**を行います。
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

●更新申請に必要な書類(新規指定と同様)

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- (2) 機械器具調書(別様式)
- (3) 誓約書(様式第2)
- (4) 定款及び登記事項証明書(法人)または住民票の写し(個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)
- (6) 選任される方の氏名・免状番号を確認できるもの
(給水装置工事主任技術者免状または給水装置工事主任技術者証の写し)



●指定更新手数料 8,000円

別途、講習会等の受講状況および業務内容、主任技術者の研修受講状況、技能を有する者の従事状況について確認する予定です。
詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

●更新申請に関するお問合せ先 : 業務課給排水指導担当 電話 0138-27-8742